

「会うこと」の権利性とその保障

——コロナ禍における高齢者への面会制限を契機とした覚書——

三 輪 まどか

1. はじめに

2019年末から中国・武漢市で流行していたウイルス性肺炎は、2020年初頭には「新型コロナウイルス感染症」として世界中に蔓延し、パンデミックを引き起こすことになった（以下「コロナ禍」¹⁾。2021年2月165現在、その感染者数は日本国内で約41万人〔厚生労働省2021a〕、死亡者累計数は6,950人となっており〔厚生労働省2021b〕、まだ収束する気配すらない。

コロナ禍は、私たちの日常の風景をも一変させた。身近なところでは、幼稚園・保育所の閉鎖、大学でのオンライン授業、在宅勤務などである。今まであたり前であったことが、全くあたり前でなくなってしまったのである。医療・介護の現場でも同様である。医療の現場では、病床使用率が高まり、救急搬送が難しい状況などが報告されている〔NHK 2021〕。また介護の現場でも、クラスター（感染者集団）が発生し、高齢者が数多く亡くなっている。例えば、名古屋市の高齢者デイサービス関連施設の感染者73人、死亡者18人（2020年5月1日発表）〔朝日新聞2020a〕、札幌市の介護老人福祉施設関連の感染者81人、死亡者10人（2020年5月14日発表）〔朝日新聞2020b〕などである。

クラスターの発生にともない、多くの介護施設では、施設内の生活やサービスの制限を行った。例えば、アルコール消毒の徹底、個室での食事、レクレーションやボランティア訪問の中止、デイサービスの休業、家族との面会制限などである〔読売新聞2020a, 読売新聞2020c〕。この中でも、アルコール消毒の徹底や個室での食事は、従事する介護職員の作業負担の増加にともなう深刻な人不足が指摘されている〔読売新聞2020b, 読売新聞2020d〕。また、他者の訪問中止や家族との面会制限は、高齢者本人の認知症、高齢者および家族の精神的状態の悪化が指摘されている〔読売新聞2020b, 読売新聞2020d〕。

こうした状況のもと本稿では、筆者の問題関心から介護施設において「あたり前」であった家族等との面会について今一度考えてみたい。そもそも、家族との面会をなぜ制限をなしうるのか、その根拠は何か。また「会うこと」は権利として保障されうるのか。保障されるとすれば、どのように保障されるべきなのか。以下では、高齢者への面会制限の現状や根拠を整理した上で、「会うこと」の権利性およびその保障について順に概観する。

1) 新聞記事のデータベースを検索してみると、朝日新聞東京夕刊が最も早く「武漢肺炎新型コロナウイルス検出」（2020年1月9日）として報じていた。このうち、厚生労働省による2020年1月16日付報道発表「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（1例目）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html）（2021年1月25日閲覧）がなされ、瞬く間に日本国内にも感染者が広がった。

2. 高齢者への面会制限の現状とその根拠

(1) 現状

2020年3月に全国老人福祉施設協議会が行ったアンケート調査では、回答した139施設のうち9割が面会制限を設けており、このうち4割は緊急時の面会も認めていない〔読売新聞2020b〕。また、広島大学の石井教授（老年医学）および日本老年医学会などが2020年6～7月にオンラインで実施した調査によると、回答した医療・介護施設945施設および介護支援専門員751人のうち、施設の98.5%が家族との面会を制限し、施設の38.5%、専門員の38.1%が高齢者の認知機能・歩行機能の低下、食欲の減退などの影響があったと回答している〔読売新聞2020d〕。

(2) 根拠

こうした面会制限について厚生労働省は、都道府県および各保健所設置市衛生主管部（局）、特別区、ならびに指定都市介護保険担当主管部（局）、中核市に宛てた通知・通達を順次発出している。まず、2020年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法14条に基づき（同法附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読替適用）、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、同法第15条第1項に基づき政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置された。政府対策本部から発出された令和2年3月28日付（5月25日最終変更）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」）にて「医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと」が出されている。

基本的対処方針に基づく令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」では、「面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること」との記述がある。さらに令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」では、「面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること」とした上で、「具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。一部の施設においてはオンライン面会を実施しており、『高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について』（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮すること。地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ感染防止対策を行った上で実施すべきであること」として、具体的な面会を実施する場合の留意事項について下図のとおり記述している。

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 感染者との濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱や咳、咽頭痛などの症状がないこと
 - ・ 過去2週間に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。
- 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

図 面接を実施する場合の留意事項

資料出所：令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」3-4頁。

さらに、令和2年11月24日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について」では、上記令和2年4月7日付と令和2年10月15日付の両事務連絡の再周知が図られている。

(3) オンライン面会の活用

上記のように厚生労働省は、令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」を発出し、「利用者の方とご家族等との間で、ご家庭にしながらオンライン面会（テレビ電話システムやWebアプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する面会）を行っていただくことが望ましい」としている。またオンライン面会等に対する財政的支援として、地域医療介護総合確保基金のICT導入支援事業を通じて、必要な通信設備の整備や端末の導入費用などの助成を行っている²⁾。

こうした支援に基づき、LINEのビデオ会話を利用したオンライン面会などを導入する施設の事例

2) 地域医療介護総合確保基金は、地域包括ケアシステム構築のために消費税増税分を基金として運用し、介護の業務効率化・業務負担の軽減のためのICT助成を実施している（厚生労働省ウェブサイト「介護事業所におけるICT導入の加速化支援拡充」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000666691.pdf>) (2021年1月26日閲覧)。

が報道されている³⁾。

3. 「会うこと」の権利性をめぐる議論

(1) 先行する議論

「会うこと」は、法的には「面会」や「面会交流」と表されることが多いが、「面会」や「面会交流」に関する先行的な議論は、離婚後の非監護親と子どもとの面会・交流をめぐる家族法の議論である。面会交流の権利性について1960年代から現在に至るまでの議論について論じた二宮によれば、親子の面会権については、もっぱら親子関係から生じる権利であり、親・子それぞれの人格的利益の保障のためとする〔二宮2019b：5-8，二宮2019c：2-5〕。

しかし、本稿が検討対象としたい親子は、同じ親子とはいえ、高齢となった親と子であり、親子関係を根拠とするのはやや難しい。高齢親と子との面会、あるいは、施設に入居している高齢者自身が自分の会いたい人と会う権利は、何を根拠とするのだろうか。

(2) 高齢者との面会に関わる裁判例

検討にあたって、高齢者と家族との面会権について触れた2つの裁判例を挙げてみたい。1つめのケースは、任意後見契約に基づき、任意後見人が本人の子と面会をすることを禁じることができるかどうか問われた事案(名古屋高決平成26年2月7日判例集未搭載)である⁴⁾。本決定では、「X【高齢者本人：筆者注】が子や家族等のうち誰と面会し、何を話し、何を聞くことを望み、また、好み、そのことを実行するか否かなどのことは、きわめて個人的で内面的な事柄であり、Xの自由な意思決定にまかされるべき人格的な利益又は権利」としており、「他人がXに代わって決定することになじまない性質の事柄」と述べている。

2つめのケースは、兄(債務者)が両親を自宅のある福岡から横浜の施設に入所させた上、施設名を秘匿して妹(債権者)に会わせまいとしているとして、人格権を被保全権利として、その保全について争われた事案(横浜地決平成30年7月20日判時2396号30頁)である。本決定では、「両親はいずれも高齢で要介護状態にあり、アルツハイマー型認知症を患っていることからすると、子が両親の状況を確認し、必要な扶養をするために、面会交流を希望することは当然であって、それが両親の意思に明確に反し両親の平穏な生活を侵害するなど、両親の権利を不当に侵害するものでない限り、債権者【妹：筆者注】両親に面会する権利を有する」としている。

(3) 高齢者虐待防止法に定める面会禁止

「会うこと」の権利性の検討にあたり、高齢者虐待防止法13条にも目を向けてみたい。本条は、養護者により虐待を受けた高齢者が、特養に措置入所した場合、虐待防止及び当該高齢者保護の観点から、養護者との面会を制限できるとするものである。法の運用にあたって、神奈川県が公開している「高齢者虐待防止対応マニュアル」によると、法を拡大適用し、養護者に限らず、また措置

3) 報道で紹介されたケースとしては、氷見市の介護老人保健施設で、毎日午後2～5時の間、1回3分以内、週2回までを条件とし、入所者や家族に好評というものがあった(読売新聞朝刊「高齢者施設対策強化 ビデオ通話で面会■マスク着用徹底」(2020年4月26日付))。

4) 本決定の詳細な検討については、拙稿「本人の意思の尊重と“福祉的”身上監護—一面会禁止をめぐる裁判(名古屋高決平成26年2月7日判例集未搭載)を契機として—」アカデミア社会科学編第14号(2018年)107-122頁。

入所した場合に限らず、「養護者と面会することによって生命・身体の安全や権利が脅かされる恐れがある場合」や「養護者以外の者であっても、養護者と協力関係にある者から面会希望がある場合などは、市町村が養護者を説得して面会を制限したり、あるいは特養の「施設長・管理者が、施設内の高齢者の安全を守るという施設管理権の一環」として面会を制限しようとしている〔神奈川県 2019:29〕。また、面会制限を行うべき場合について、「養護者と面会することで高齢者の生命・身体に危害が及ぶ恐れがある」と、「養護者の現在の状況がわからず、養護者の面談等により状況の確認が終了するまでの期間」、「高齢者が養護者との面会を希望していない」こと、「養護者が高齢者を施設・事業所から連れ出す恐れがある」ことを挙げる〔神奈川県 2019:29〕。

(4) 「会うこと」の権利性

以上の裁判例から、「会うこと」は憲法 13 条に基づく人格権として認められ、基本的人権の一部であるといえよう。また、子どもが高齢親に会う権利については、「親の状況を確認し、必要な扶養をする」こと、つまり、民法 877 条に定める扶養義務の一つとして、認められると解する。そして、面会にあたっては、人格権の権利性、すなわち一身専属性を考慮すると〔米村 2017:461, 463-464〕、個人の意思が第一に考慮されるべきである。仮に、意思能力が減退し、会いたいかどうかの意思を表明することができない場合には、子が高齢親に対して「会うこと」を求めうるし、また、その権利は、高齢者虐待防止法の定めを考慮し、その個人の生命や身体に危害や生活状況に悪影響を及ぼす恐れがある場合を除き、認められると考えてよいだろう。

人格権の侵害に対しては、損害賠償責任のほか、差し止めが認められる場合があると解するのが一般的である〔高橋ほか 2016:713〕。したがって「会うこと」が侵害されている場合には、その差し止めをなし得ると考えうる。しかしながら、コロナ禍においてこうした人格権が“侵害”されている状態を作り出しているのは、国による要請・規制であり、自身の生命や健康に関わる状態である。だからこそ国による要請・規制の正当性が問われることになる。

4. コロナ禍における「会うこと」の権利保障

(1) 先行する議論

コロナ禍など感染症下での、国による人権制限に関する先行議論として、国際人権法上の議論がある。感染症対策などの公衆衛生上の諸政策下において、人権をどのように保障するかについて、WHO 憲章 21 条にもとづく国際保健規則 (International Health Regulations: IHR) がその基準を定める〔棟居 2020:45〕。すなわち、「加盟国は、国連憲章及び WHO 憲章に従い、人間の尊厳、人権及び基本的自由の完全な実現に向けて、疾病の国際的拡大から世界中の全ての人々を保護するために普遍的に適用する【傍点筆者】という目標に従って本規則を実施しなければならない(3条)、本規則に従ってとられる保健措置は、透明かつ無差別に適用されなければならない……(42条)」とされている〔棟居 2020:45〕。さらに、社会権規約 12 条 (公衆衛生上の緊急事態における保健措置の健康権の尊重) では健康権が尊重されること、また、シラクサ原則 (市民的及び政治的権利に関する国際規約の制限及び逸脱条項に関するシラクサ原則) では、「公衆衛生は、国家が人々の健康への深刻な脅威に対する措置をとることを許容するために、特定の権利を制限する根拠となるとした上で、当該措置は傷病の予防又は治療を目的としたものでなければならず、WHO の国際保

健康規則に十分に配慮しなければならない」とされている〔棟居 2020 : 47〕⁵⁾。

これらを踏まえ WHO は「COVID-19 への対応の要としての人権への取り組み 2020 年 4 月 21 日版 (Addressing Human Rights as Key to the COVID-19 Response 21 April 2020)」を発売し、「個人の健康、権利、自由を促進させるために、そのような制限措置が、感染症疾患の拡大を抑制するために必要であることを国が示すことが人権上必要である。制限を課すための最初の理論的根拠が既に適合していない場合、遅滞なく制限を解除すべき」としている⁶⁾。

以上から、人権の制限にあたっては、その目的が合法的であること、また目的自体が「傷病の予防または治療」であること、その措置が透明かつ無差別に適用されること、が求められる。この議論を国内法に落とし込もうとすると、感染症拡大の防止といった公衆衛生上の要請が、人権制約の根拠となりうる憲法 12 条、13 条にいう「公共の福祉」に該当するか否かが問題ということになる。

(2) 公共の福祉による権利制限の正当性

公衆衛生における「公共の福祉」は、国際人権法の立場からすれば、「健康権」や「感染症疾患の拡大抑制」あるいは「傷病の予防又は治療」ということになるが、「救命数最大化」であるという指摘も見られるところである〔広瀬 2021 : 112〕⁷⁾。とはいえ、「公共の福祉」そのものが何を指すかについては、法文上、明確な規定はない。

「公共の福祉」によってなぜ権利制限しうるのかをめぐって、学説では、公共の福祉の概念を人権に内在する制約原理とし、人権からみて、どこまでの制約が許されるかを裁判所が基準を使い分けながら判断する「審査基準論」に立っており、判例では、公共の福祉を人権と異質なものととして両者を対置し、規制によって得られる利益と失われる利益との比較を行う「比較衡量論」に帰着していると指摘されているが〔棟居 2014 : 6〕、世界的な感染症拡大とそれによる生命の危険といった危機的な状況下での「公共の福祉」によるわが国の人権制限の正当性について論じた論文は、ほとんど見ることができない⁸⁾。緊急性ゆえ置き去りにになっているが、この点については今後さらなる検討を試みたい。

5) 加えて棟居は、自由権規約 4 条（緊急事態における逸脱）に関する一般意見 29 についても触れ、自由権規約に基づく義務に違反する措置をとることができる場合の条件（緊急事態における逸脱）についても紹介し、措置が例外的・一時的であること、具体的措置について正当性自由を示すこと、比例原則に則ることなどを例示している〔棟居 2020 : 47-48〕。

6) この翻訳は非公式日本語訳（2020 年 5 月 11 日）であるが、以下サイトを参照した。WHO 神戸センター「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関係者向け特設ページ」(https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage_technical) (2021 年 1 月 27 日閲覧)。

7) なお、広瀬は「『反証が提示されない限り、より多くの人の命を救うことは正しい行為である』という命題は主要な倫理理論ほぼすべてが支持する」としている〔広瀬 2021 : 113〕。広瀬が提示している自由の制限についての 5 つの基準は、2008 年の WHO のワーキングペーパー (Addressing Ethical Issues in Pandemic Influenza Planning.) であり、公衆衛生上の必要性、手段が合理的かつ効果的であること、制限と効果の釣り合いが取れていること、分配的正義の考慮、信頼性と透明性である〔広瀬 2021 : 115-118〕。

8) アメリカの議論について論じた佐藤によれば、「公衆衛生政策を人権保護の観点から検討する際には、政策の正当性、社会へのリスク（非合理的な怖れや推測、ステレオタイプに寄らず科学的評価がなされること）、政策（手段）の有効性（目的と政策手段の整合性）と経済性（得られる利得とコストとの比較）、さらに公平性（負担と利益の配分）などが系統的に評価検討されることが望ましい」としている（佐藤元「公衆衛生政策と人権：私権制限を伴う政策の正当性評価の基準と手続き」医療と社会 15 巻 2 号（2005 年）69-70 頁）。

(3) わが国における「会うこと」の権利保障

「感染症疾患の拡大抑制」や「傷病の予防又は治療」, 「健康権」, 「救命数最大化」といった「公共の福祉」による制約は, 法文上, 認めうる。しかしながら, その制約は無制限ではない。何が許され, 何が許されないのかが精緻化されていない現状で, 本稿のテーマである「会うこと」がどの程度なら許され, 許されないのかについて論じることは難しい。それでもなお, 高齢者本人が会いたいと強く要望していたり, 高齢者自身の意思は表明できない場合であって家族等による虐待が疑われない場合にまで, 「会ってはいけない」, 「会わせない」という結論にはならないというのが筆者の基本的な考え方である。それは, 虐待の場合ですら, あくまでも面会の“制限”であって, “禁止”ではないこと, また「公共の福祉」による制約は確かにあり得るが, お互いの「会いたい」という気持ちは, 十分に尊重されるべきものであると考えるからである。ただし, この法的な立証については, 次稿に委ねたい。

そもそも, 施設に入所した高齢者が家族と面会できることは, 高齢者本人と家族双方にとってプラスに働くことが指摘されている。例えば, 寺尾らの研究によれば, 「家族が高齢者と関わり続けることで, 高齢者が最期まで平穏に過ごせ, 家族自身の存在を支え直し, 家族, 高齢者双方が平穏であることを支えるもの」とされている [寺尾=高橋=正木=谷本 2014: 53]。また, 流石らの研究でも, 終末期を施設で暮らす高齢者について, 「家族や友人等の面会に生きがい・喜び・張りを強く感じており, 中でも子どもの存在は, 高齢者の生きがい・喜び・張りに強く関与していることが明らか」であるとしている [流石=伊藤 2007: 91]。この点で, 高齢者への面会制限は, 高齢者にとっても, 家族にとっても, 大きなマイナスの影響を与えていることがわかる⁹⁾。

こうした点を考慮すれば, 当初, 介護施設において緊急時の面会すらも認めていなかった点は, 厚生労働省の通知・通達に反するとともに, 著しい人権侵害であったと言いうる。その後厚生労働省は, 改めて「緊急やむを得ない場合を除き制限する」ことを強調した上で, 改めて面会について具体的方法やオンライン面会などを例示した。このことにより, 著しい人権侵害状態を脱するとともに, 新たな「会う」方法によって, 「会うこと」の権利を保障したと言える。とはいえ, どのような場合に会うことが認められ, 認められないのかを, より精緻に検討することが, 法律上も, 実務上も必要であると思われる。

5. むすびにかえて

以上, 本稿では, 筆者の問題関心から介護施設において「あたり前」であった家族等との面会について, コロナ禍で起こった出来事の振り返りと「会うこと」の権利性, 権利保障について概観してきた。「会うこと」の権利性については, 人格権の一つとして, また家族の高齢親への面会については扶養義務の一つとして認められると言えよう。また, この権利は, 家族等による虐待が疑われる場合を除き, 認められると思われる。しかしながら, この権利に対する“制限”の正当性については, 「公共の福祉」にまつわる議論をより精緻化する必要があること, それにともない, 一律に「面会禁止」とするのではなく, どのような場合に認められ, 認められないのかを明確にするこ

9) 一方で, ICU (集中治療室) での面会制限について, それを緩和することは看護師の業務への支障や負担をもたらすことが指摘されている (長田艶子=入江安子=辻本雄大「集中治療室における面会制限に関する研究—国外分科から日本のあり方への展望—」奈良看護紀要 15号 (2019年) 9頁)。

とが、法律上も実務上も求められよう。

この課題は、「会うこと」が制約されるなか、直接会ってコミュニケーションを図ることの大切さとその価値をより実感した私たちにとって突きつけられたものであり、相談援助・支援を柱とする社会福祉全体に突きつけられた課題とも言うるのである¹⁰⁾。

参考文献（脚注に掲げたもののほか）

- 朝日新聞 2020a 名古屋本社朝刊「高齢者施設に死者集中愛知のクラスターで 18 人」（2020 年 5 月 2 日付）。
- 朝日新聞 2020b 北海道本社朝刊「死者 10 人老健で何が 計 81 人が感染 札幌・茨戸アカシアハイツ」（2020 年 5 月 15 日付）。
- 広瀬巖 2021『パンデミックの倫理学』（勁草書房）
- 神奈川県ウェブサイト 2019「高齢者虐待防止対応マニュアル：（養護者による高齢者虐待対応：別冊）4 面会制限」（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082036.html>）（2019 年 6 月 4 日掲載 / 2021 年 2 月 16 日閲覧）。
- 厚生労働省ウェブサイト 2021a「地域ごとの感染状況等の公表について：確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）（2021 年 2 月 15 日更新）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html）（2021 年 2 月 16 日閲覧）。
- 厚生労働省ウェブサイト 2021b「新型コロナウイルス感染症について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html）（2021 年 2 月 16 日閲覧）。
- 棟居徳子 2020「公衆衛生上の緊急事態における人権保障—新型コロナウイルス対策において求められること—」週刊社会保障 3066 号（2020 年 4 月 6 日）44-49 頁。
- 棟居快行 2014「人権制約法理としての公共の福祉論の現在—最高裁判決における近時の展開を踏まえて—」レファレンス平成 26 年 5 月号 5-26 頁。
- NHK ウェブサイト（2021）「特設サイト新型コロナウイルス：医療体制の現状・専門家の見解」（<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/medical/>）（2021 年 1 月 25 日閲覧）。
- 二宮周平 2019a「面会交流の権利性～人格権的構成（1）」戸籍時報 785 号（2019 年）2-11 頁。
- 二宮周平 2019b「面会交流の権利性～人格権的構成（2）」戸籍時報 787 号（2019 年）2-9 頁。
- 二宮周平 2019c「面会交流の権利性～人格権的構成（3）」戸籍時報 789 号（2019 年）2-9 頁。
- 流石ゆり子＝伊藤康児「終末期を介護老人福祉施設で暮らす後期高齢者の QOL とその関連要因」老年看護学 12 巻 1 号 87-93 頁。
- 寺尾洋介＝高橋良幸＝正木治恵＝谷本真理子 2014「特別養護老人ホーム入居高齢者への家族の関わりを支えるもの—最期まで通い続ける家族を対象に—」千葉看会誌 20 巻 1 号 47-54 頁。
- 米村滋人 2017「人格権の権利構造と『一身専属性』（5・完）」法学協会雑誌 134 巻 3 号 407-473 頁。
- 読売新聞 2020a 朝刊「高齢者施設予防手探り」（2020 年 2 月 19 日付）
- 読売新聞 2020b 朝刊「面会制限 認知症悪化恐れ」（2020 年 4 月 30 日付）
- 読売新聞 2020c 朝刊「安心の設計 感染予防へ訓練習慣化」（2020 年 11 月 17 日付）
- 読売新聞 2020d 朝刊「認知症 コロナ対策パンフ『症状悪化』全国 4 割 広大調査・作成」（2021 年 1 月 7 日付）

本稿は、総合政策学部・学部内共同研究「新型コロナウイルス感染症に伴う社会・経済・環境への影響と政策課題の総合政策的検討」に基づく研究成果の一部です。ここに記して感謝いたします。

10) 菊池は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染拡大防止の取り組みは、人と人の関係性の構築を基盤に置く相談支援の推進と真っ向から対立する契機を孕む」としている（菊池馨実「新型コロナウイルスと社会保障」社会福祉研究 139 号（2020 年）36 頁）。

An Introductory Consideration on Guarantee the Right of Visits to the Elderly

Madoka MIWA

要 約

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの日常から「あたり前」を奪っていった。本稿は、介護施設において「あたり前」であった家族等との面会について、高齢者への面会制限の現状や根拠を整理した上で、「会うこと」の権利性およびその保障について概観することを目的とした。

「会うこと」の権利性については、2つの裁判例から人格権の一つとして、また家族の高齢親への面会については扶養義務の一つとして認められるとした。また、「会うこと」の権利は、高齢者虐待防止法に定める面会制限の運用から、家族等による虐待が疑われる場合を除き、認められるとした。しかしながら、この権利に対する“制限”の正当性については、「公共の福祉」にまつわる議論をより精緻化する必要があること、それにともない、一律に「面会禁止」とするのではなく、どのような場合に認められ、認められないのかを明確にすることが、法律上も実務上も求められる。